佐賀県育英資金貸与条例施行規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十九日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第十二号

佐賀県育英資金貸与条例施行規則 の一部を改正する規 則

号) 佐賀県育英資金貸与条例施行規則 の一部を次のように改正する。 (平成十四年佐賀県教育委員会規則第十三

え、「二十一万六千円」を「二十一万六千円以内」 に次のように加える。 六千円」を「二十七万六千円以内」 第二条第一項第一号イ中「とき」の下に「(口に該当する場合を除く。)」を加 に改め、 同号口を同号八とし、 に改 め、 同号口中「二十七万 同号イの次

え、「三十六万円」を「三十六万円以内」に改め、 十二万円以内」 に改め、同号口を同号八とし、同号イの次に次のように加える。 第二条第一項第二号イ中「とき」 へき地又は辺地からの自宅通学のとき の下に「(口に該当する場合を除く。)」 同号ロ中「四十二万円」を「四 四十二万円以内 を加

へき地又は辺地からの自宅通学のとき

二十七万六千円以内

1

附則

貸与条例 から適用する。 の規則は、 施行規則第二条第一項の規定は、 公 布 の日 から施行 この 平成二十一年四月分以後の育英資金 規則による改正後 の佐賀県育英資金